

# 男女共同 参画推進本部 ニュース

No.6 2004.8.15



「男女共同参画社会づくり功労者表彰」、「チャレンジ大賞・支援大賞」受賞者と細田内閣官房長官〔前列〕

## Contents

- P.1**
- 男女共同参画会議（第15回）の開催
  - 男女共同参画推進連携会議（第17回）の開催
- P.2**
- 男女共同参画会議 苦情処理・監視専門調査会監視結果報告「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について」
  - 影響調査専門調査会「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての報告取りまとめ
  - 男女共同参画社会の将来像検討会報告書について
  - 「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」について
- P.3**
- 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催しました
  - 「女性のチャレンジ賞」を創設
  - 平成16年度国家公務員Ⅰ種試験の女性合格者大幅増で過去最高
  - 女性農業者と亀井農林水産大臣との意見交換会を開催
  - 児童手当が小学校3年生までに拡大されました
- P.4**
- 「平成15年度女性雇用管理基本調査」を発表しました
  - 女性グループ「グループマーメイド」が支える食のまちづくり
  - INFORMATION



## 国内本部機構の活動状況

### 男女共同参画会議（第15回）の開催

男女共同参画会議の第15回会合が7月28日に開催されました。

会合では、まず、影響調査専門調査会の大澤会長から『「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」について』報告が行われました。次に、「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について」苦情処理・監視専門調査会の古橋会長から報告が行われ、会議として、内閣総理大臣及び関係大臣に対し意見を述べる事が決定されました。

また、小泉総理より男女共同参画会議に対して、新たな男女共同参画基本計画の基本的な方向について諮問がなされました。さらに男女共同参画会議の今後の審議方針として、「苦情処理・監視専門調査会」及び「影響調査専門調査会」を廃止し、「男女共同参画基本計画に関する専門調査会」、「少子化と男女共同参画に関する専門調査会」及び「監視・影響調査専門調査会」の新たな専門調査会及び専門委員を設置すること等が了承されました。

その他の議題も含め、会議資料等は、内閣府男女共同参画局ホームページ<http://www.gender.go.jp/>から御覧いただけます。

### 男女共同参画推進連携会議（第17回）の開催

平成16年7月29日、総理大臣官邸において、「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）第17回全体会議」が開催されました。

同会議には、細田内閣官房長官、森元恒雄大臣政務官が出席しました。

始めに、新任議員の紹介が行われ、次いで、袖井孝子議長から活動状況の報告が行われました。

続いて、事務局から、「平成16年度の活動」及び「男女共同参画関連施策に係る最近の動き」等の説明を行いました。

最後に、情報交換として、少子化と男女共同参画について阿藤誠国立社会保障・人口問題研究所長から、全国知事会「男女共同参画研究会」について事務局の千葉県から、団体の活動状況について日本青年団協議会から報告があり、引き続き活発な意見交換が行われました。

<http://www.gender.go.jp/renkei/zentai/17z.html>

## 男女共同参画会議 苦情処理・監視専門調査会監視結果報告「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について」

男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会は、男女共同参画基本計画の「地球社会の「平等・開発・平和」への貢献」に掲げる施策の監視（国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透）について検討し、平成16年7月28日開催の男女共同参画会議に報告、意見決定を行いました。

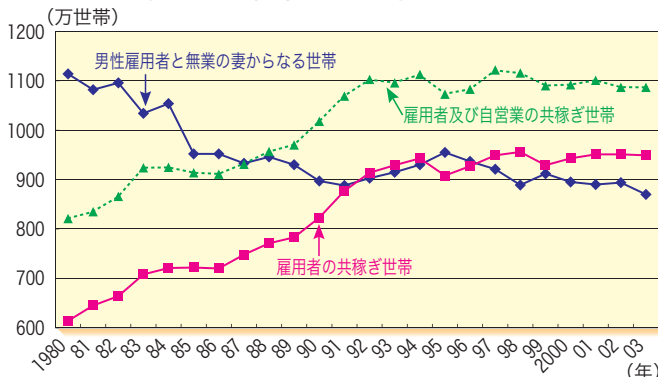
報告書の構成は、「1 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透等の重要性」、「2 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透に関する推進体制」及び「3 個別の国際規範・基準の取り入れ・浸透」に分かれており、1においては、情報化・グローバル化の進展の中で、国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透を図ることが一層重要であるとしています。また、2においては、国際合意を国内施策にどのように反映させるかの政府としての基本的な方針が徹底していないため、内閣府が総合調整機能を発揮し、より積極的な方針を明確にすること等について述べています。3においては、女子差別撤廃条約選択議定書について、批准の可能性について早期に検討を行う必要があること、間接差別、妊娠、出産等に基づく不利益取り扱いについて積極的に対応すること等を提言しています。

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kujou/index-ku.html>

## 影響調査専門調査会「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての報告取りまとめ

男女共同参画会議影響調査専門調査会では、「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての論点整理（平成16年3月31日）に寄せられた国民の皆様からの御意見等を参考に、平成16年7月21日に報告を取りまとめ、28日開催の男女共同参画会議に報告しました。

### 報告書から〈共稼ぎ等世帯数の推移〉



- 注) 1. 出典：「労働力調査特別調査」及び「労働力調査（詳細結果）平成14年平均・平成15年平均」（総務省）  
2. 男性雇用者と無業の妻からなる世帯とは、夫が雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。  
3. 雇用者の共稼ぎ世帯とは、夫婦ともに雇用者の世帯。  
4. 雇用者及び自営業の共稼ぎ世帯とは、夫が雇用者又は自営業主・内職者で、妻が雇用者又は自営業主・内職者の世帯。  
5. 就業者から農林業及び家族従業者は除いた。

今回の報告では、雇用・就業をテーマとして、雇用、起業・自営業、公務など様々な働く場について、男女共同参画の視点から見た現状及び現行の施策の下での課題を整理しました。その上で、政策の方向性についてライフスタイルの選択に中立的な制度、多様な就業形態の選択・移動に中立的な制度、個人の能力を伸ばす教育・能力開発の重要性について提言を行っています。

例えば、雇用では、短時間正社員制度の普及の検討、諸手当の見直し、両立支援策の充実について、自営業では、相談窓口の充実、協力ネットワークの構築について、公務員では、国家公務員の就業形態の多様化について掲げています。また、NPO等新しい就業形態についても触れています。

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/eikyoku/houkoku/index-hei03.html>

## 男女共同参画社会の将来像検討会報告書について

男女共同参画週間中の6月25日、男女共同参画社会の将来像検討会報告書が本田和子座長（お茶の水女子大学学長）より細田内閣官房長官に手交されました。同検討会は、世代や性別を超えて広く国民の理解を得ること等を目的として昨年7月に内閣官房長官の私的懇談会として設置されていたものです。

報告書は、「男女共同参画社会は日本社会の希望—多様な価値観の下、個性を生かし、共に生きる社会へ」という副題が付けられており、その中では、政策・方針決定過程への女性の参画の促進、働く場、家庭等各分野の具体的な将来像が提示され、男女共同参画に向けた様々な取組が実施されれば、2020年ごろには希望の持てる社会が訪れると推測されています。

<http://www.gender.go.jp/shourai/index-sh.html>

## 「配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」について

配偶者暴力防止法（平成13年法律第31号）第25条において、国及び地方公共団体は加害者の更生のための指導の方法等に関する調査研究の推進に努めるよう規定されています。

最近、地方公共団体や民間団体等において、加害者に対しての様々な取組が講じられつつあります。内閣府では、被害者の保護を図る観点から、いわゆる加害者更生プログラムが最低限満たすべき事項は何か、その実施に際して最低限留意すべき事項は何かについて検討し、報告書を取りまとめました。

加害者更生プログラムは、その内容や実施の方法によっては、被害者の安全を損なうものとなる可能性もあります。「満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」では、プログラムの第一の目的は、被



害者の安全を高め、加害者に自らの暴力の責任を認識させることとしています。

<http://www.gender.go.jp/dv/research-index.html>

## 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催しました

男女共同参画推進本部及び内閣府は、6月25日、東京厚生年金会館（大ホール）において、全国から約1,000名の参加を得て、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催しました。

主催者、来賓あいさつの後、「男女共同参画社会づくり功労者表彰」、「女性のチャレンジ大賞・支援大賞」、「男女共同参画週間」標語の、それぞれ受賞者・受賞団が紹介されました。また、「チャレンジ賞・支援賞」の受賞者・受賞団体については、会場で表彰式が行われました。続いて、岩波ホール総支配人高野悦子さんによる基調講演「歩き続ける一私のシネマライフ」が、また、「男女共同参画を考える～未来へのチャレンジ～」をテーマに、有識者によるシンポジウムが行われ、参加者は熱心に耳を傾けていました。



## 「女性のチャレンジ賞」を創設

内閣府は、今年度、起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人・女性団体等を顕彰する「女性のチャレンジ賞」を創設しました。これは、チャレンジのモデルを示すことによって、男女共同参画社会の実現のための機運を高めることを目的としたものです。

受賞者、受賞団体は次の方々です。

○チャレンジ大賞：惣万佳代子さん（特定非営利活動法人「デイサービスこのゆびと～まれ」理事長）

○チャレンジ賞（50音順）：伊東サダ子さん（「まごころの会」会長／農業）、佐藤良子さん（立川市大山団地自治会会長）、高橋裕子さん（奈良女子大学大学院教授）、中島民子さん（つくば市農業・農村男女共同参画社会推進委員会会長／「わの会」代表）、日野佳恵子さん（株式会社ハー・ストーリー代表取締役）、森だくさんの会女性部会

○チャレンジ支援大賞：IWAD環境福祉専門学校

○チャレンジ支援賞：放送と女性ネットワークin関西

[http://www.gender.go.jp/commendation/c\\_hyoshou.html](http://www.gender.go.jp/commendation/c_hyoshou.html)

## 平成16年度国家公務員採用I種試験の女性合格者大幅増で過去最高

人事院は、平成16年6月21日に平成16年度国家公務員採用I種試験の合格者を発表しました。

I種試験の合格者数は、1,756人（前年度1,750人）であり、このうち女性の合格者数は304人で、過去最高となりました。また、合格者に占める女性の割合も、2.2ポイント上昇して過去最高の17.3%となりました。

これを事務系区分についてみると、行政区分では、11人（前年度8人）、法律区分では101人（前年度75人）、経済区分では27人（前年度21人）となりました。また、それぞれの区分の合格者に占める女性の割合は、行政区分18.3%（前年度13.3%）、法律区分20.8%（前年度15.6%）、経済区分12.2%（前年度9.5%）といずれの区分でも前年度を上回っており、特に法律区分において20%を超えたのは初めてのことでした。

## 女性農業者と亀井農林水産大臣との意見交換会を開催

女性農業者から見た農業・農政に対する意見を政策に役立てるため、「男女共同参画週間」の最終日となる6月29日（火）、農林水産省大臣室において女性農業者と亀井農林水産大臣との意見交換会が開催されました。これには、名取男女共同参画局長も出席しました。

農林水産省は、亀井農林水産大臣が目指している「攻め」の農政を展開していくためには、女性の積極的な参画が重要と位置付けています。

意見交換会では、地域で先進的な活動を行っている5名の女性農業者から、経営や活動の内容、苦労話、女性が活躍しやすい農業・農村とするための提言、農政に対する要望など、幅広く意見が出されました。

亀井農林水産大臣は、女性農業者から出されたこれらの前向きな意見を、今後、農林水産省が取り組む農政改革の参考としたいと述べました。



<http://www.maff.go.jp/danjo/16ikenkoukan.html>

## 児童手当が小学校3年生までに拡大されました

現在、少子化が急速に進行していますが、これを放置すると、我が国の経済・社会に重大な影響を与えることが懸念されることから、少子化の流れを変えるため、政府として、平成15年3月に「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を定めたところ。

この取組方針においては、平成15年及び16年の2

年間を次世代育成支援対策の基盤整備期間として位置づけ、一連の立法措置を講じることとされ、児童手当制度については、支給対象年齢の見直しを行った上で所要の法案を提出することとされています。これに基づき、先の通常国会に児童手当法の改正法案を提出し、成立し施行されたところです。

今回の児童手当の改正では、支給期間をこれまでの小学校入学前までから小学校3年生までに拡大しました。この改正によって約300万人の児童が新たに児童手当の支給対象となり、子育て家庭の経済的支援の充実が図られることとなりました。

### 「平成15年度女性雇用管理基本調査」を発表しました

厚生労働者雇用均等・児童家庭局では、毎年、女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握するために、「女性雇用管理基本調査」を実施しています。

平成15年度は、企業におけるコース別雇用管理制度の導入状況や管理職への女性の登用状況、ポジティブ・アクションの推進状況などについて約7,000企業を対象に調査を実施しました。コース別雇用管理制度は、大企業を中心に見直しが進んでおり、また、管理職に占める女性割合は上昇し、部長相当職1.8%、課長相当職3.0%、係長相当職8.2%となっています。

その他詳しい内容は、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>の「報道発表資料」から。

## 地域で活躍する女性

### 女性グループ「グループマーメイド」が支える食のまちづくり

小浜市は、福井県南部に位置する人口約3万4千人の小さなまちです。甘鯛や鯖など地場の豊かな食材や伝統食に着目し、全国初の「食のまちづくり条例」を制定。農林水産業や観光産業の振興、健康の増進など、食が育むもの全てを大事にする「食のまちづくり」を進めています。

その強力な推進役を担っているのが、食生活改善推進員有志からなる「グループマーメイド」。昨年オープンが多目的料理スタジオ「キッチンスタジオ」の運営、各種伝承料理教室や年中行事に合わせた行事食のふるまい等を行うほか、旅行代理店と連携した体験料理ツアーも実施。食育として取り組んだ幼児の料理教室「キッズ・キッチン」は、全国表彰も受賞しました。4月からは、スローフードレストラン「濱の四季」の運営にもあたり、地場の魚や野菜を中心に、こだわりのスローフードを提供しています。地域在来の谷田部ネギや若狭カンランなど地産地消と健康にこだわり、手作りで素朴な料理を

食べに、2ヶ月で約1万人が訪れました。

その中心で指揮を執るのが湯浅雪子氏(80歳)。「濱の四季」の店頭

に、また、事業企画会議にと忙しく動き回っています。

彼女たちの力が、食のまちづくりを支え、そして、年160万人にも及ぶ観光客の心もがっちり

と掴み始めています。  
<http://www.city.obama.fukui.jp/>



## INFORMATION

### 「改正配偶者暴力防止法に基づく基本方針」に関する意見募集について

#### 募集要領

平成16年12月2日に施行される改正配偶者暴力防止法に基づき、主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)は基本方針を策定することとなりました。この基本方針に盛り込むべき事項について、意見を募集しています。内閣府ホームページ <http://www.gender.go.jp/dv/bo040723.html>の提出要領に従って、ご意見をお寄せください。

#### 募集期間

平成16年7月23日(金)～平成16年8月23日(月)

#### 問い合わせ先

内閣府男女共同参画局「改正配偶者暴力防止法に基づく基本方針」に関する意見募集係  
TEL: 03-3581-3349

### 法務省「女性のための業務説明会」

日時: 平成16年9月6日(月) 10:00～11:50

場所: 法務省(中央合同庁舎6号館A棟)地下大会議室

対象者: 法務省女性I種採用志望者

内容: 法務省女性職員との座談会(女性の国家公務員I種試験志望者に対し、法務省への関心を持っていただくために、法務省の各職場で活躍している女性職員が、職場の様子や仕事のやりがいなどについて説明し、参加者からの疑問や質問にもお答えします。)

問い合わせ先: 法務省大臣官房人事課企画第三係  
福田麻衣子、前川洋平

TEL: 03-3580-4111 内線 2147

※なお、同日、「I種志望者のための法務講演会」を同時開催いたします。  
詳細については、法務省ホームページ<http://www.moj.go.jp>をご覧ください。

編集・発行: 内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

記事に関する問い合わせ先

TEL: 03-5253-2111(代) FAX: 03-3581-9566

発行日: 偶数月の15日発行

インターネットホームページ <http://www.gender.go.jp/>